

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて

1. 経緯

- (1) 宮城県の沖合底びき網漁業は、東日本大震災後、放射能や瓦礫の影響により漁場の確保に困窮していたことから、関係者との協議を経て、平成23年度、平成24年度の2度にわたり保護区Ⅲを漁場として開放した。
- (2) 平成25年4月には宮城県沖合底びき網漁業協同組合から水産庁仙台漁業調整事務所に対して、東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴う放射能問題から、しばらくの間は福島県以南海域での操業ができない状態が継続することが想定されるため、平成25年度以降も引き続き保護区Ⅲを開放してほしい旨の要望があった。
- (3) このため、水産庁仙台漁業調整事務所は関係県及び関係団体と協議を重ね、平成25年8月に関係県の水産主務課長に対して「太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区Ⅲの今後の取扱いについて（意見照会）」（平成25年8月2日付け25水仙調第268号）を発出し、意見照会を行った。また、一般社団法人全国底曳網漁業連合会を通じて漁業者関係団体に対しても意見照会を行った。
- (4) その結果、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放することについて関係者間の合意が得られたところであり、これを踏まえ、水産庁では平成25年11月6日に開催された太平洋広域漁業調整委員会第21回北部会及び第19回太平洋広域漁業調整委員会において保護区Ⅲの取扱いを協議し、
- ① 宮城県沖合底びき網漁業協同組合所属船は、東日本大震災以降、全船が宮城県沖のみでの操業となっており、漁場の確保に困窮している状況が継続しているため、保護区内に漁場が形成された場合には操業できるよう、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放すること
 - ② 保護区Ⅲで操業する際には、水産庁仙台漁業調整事務所及び一般社団法人全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区内での操業結果を、水産庁仙台漁業調整事務所へ報告し、操業結果については研究機関で集計・検証を行うこと
 - ③ 保護区Ⅲで操業した場合には、操業実績を太平洋広域漁業調整委員会で報告すること
- について了承が得られたところ。

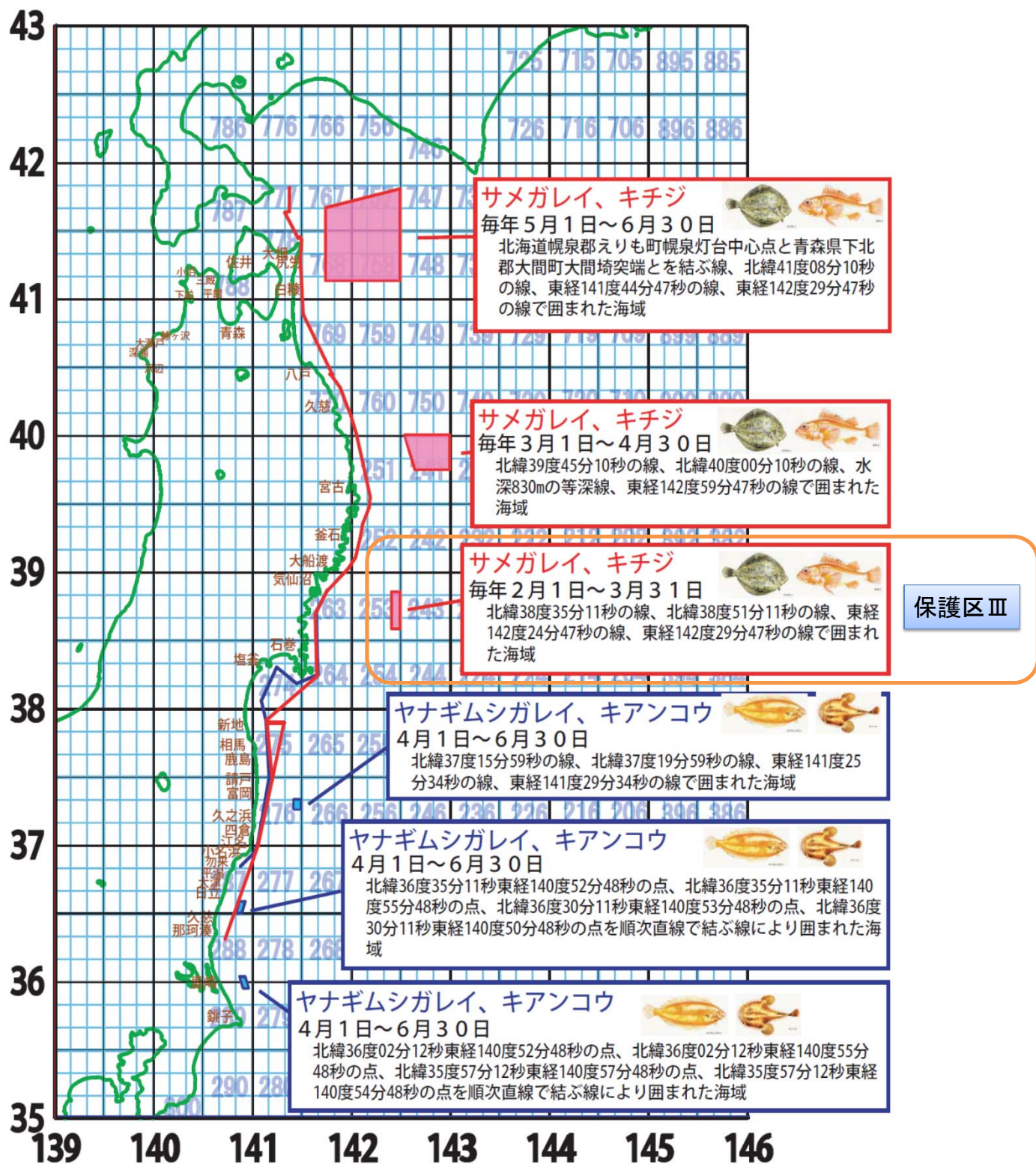
(5) これまで、この保護区Ⅲの取扱いについては、平成26年11月27日に開催された太平洋広域漁業調整委員会第22回北部会及び第21回太平洋広域漁業調整委員会、平成27年11月16日に開催された太平洋広域漁業調整委員会第23回北部会及び第23回太平洋広域漁業調整委員会、平成28年11月8日に開催された太平洋広域漁業調整委員会第24回北部会及び第25回太平洋広域漁業調整委員会においても同様の協議が行われ、了承が得られたところ。

2. 平成25年度から平成28年度の操業実績及び平成29年度の操業について

宮城県沖合底びき網漁業協同組合から水産庁仙台漁業調整事務所への報告によれば、平成25年度から平成28年度の保護区Ⅲでの操業の実績はなかった。

なお、平成29年度以降も福島県以南海域での操業が再開されるまでの間は保護区Ⅲを開放することになるが、同組合からも福島県以南海域での操業が再開されるまでの間は当該取扱いを継続することについて要望があったことを申し添える。

(保護区図)



25水産調第268号
平成25年8月2日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
千葉県

} 水産主務課長 宛

水産庁仙台漁業調整事務所長 印

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区Ⅲの今後の取
扱いについて（意見照会）

日頃より、太平洋北部の広域資源管理にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における宮城沖の保護区Ⅲ（禁漁期間：毎年2月及び3月）につきましては、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能問題のため、福島県以南海域での操業ができず、宮城県沖のみでの操業となり漁場の確保に困窮していることから、保護区Ⅲを漁場として利用したい旨要望があり、平成23年度、平成24年度の2度にわたり関係者のご理解とご協力を得て保護区Ⅲを開放いたしました。

しかし、まだしばらくの間福島県以南海域での操業ができない状態が継続することが想定されることから、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、来年以降も引き続き保護区Ⅲを開放して欲しい旨要望がありました。そこで、当分の間保護区Ⅲの取り扱いについては、下記により進めてまいりたいと考えておりますので、関係県におかれましてもご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、関係団体へは一般社団法人全国底曳網漁業連合会より別途照会しております。

関係県及び関係団体のご理解がいただけた場合には、今年秋に開催予定の太平洋広域漁業調整委員会北部会で、この案件についてご議論していただく予定です。

本件についてご不明な点やご意見等ございましたら、8月26日までにご連絡頂きますようお願いいたします。

なお、平成23年度、平成24年度共に保護区Ⅲ内での操業実績は、無かった事を申し添えます。

記

1. 宮城県沖合底びき網漁業協同組合所属船は、東日本大震災以降、全船が宮城県沖のみでの操業となっており、漁場の確保に困窮している状況が継続している。このため、保護区内に漁場が形成された場合には操業できるよう、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放する。
2. 保護区Ⅲで操業する際には、水産庁仙台漁業調整事務所及び一般社団法人全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区内での操業結果を、水産庁仙台漁業調整事務所へ報告する。操業結果は研究機関で集計・検証を行う。
3. 保護区Ⅲで操業した場合には、操業実績を太平洋広域漁業調整委員会で報告する。

平成26年9月17日

水産庁仙台漁業調整事務所長 殿

宮城県沖合底びき網漁業協同組合



太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果及び保護区Ⅲにおける今後の操業の取扱いについて(報告)

平成25年度の太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果につきまして、下記のとおり報告致します。

なお、平成26年度につきましても保護区Ⅲの保護区設定の時期(2月1日から3月31日)に福島県以南海域での操業ができない状況が継続している場合には、引き続き保護区Ⅲにおける操業の取扱いについて継続を要望します。

記

年 月	操 業 実 績
平成26年2月	操業実績なし
平成26年3月	操業実績なし

※操業実績がある場合は、操業実績船の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)」第28条に基づく漁獲成績報告書(写)を添付すること



平成27年10月27日

水産庁仙台漁業調整事務所長 殿

宮城県沖合底びき網漁業協同組合



太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果及び保護区Ⅲにおける今後の操業の取扱いについて(報告)

平成26年度の太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果につきまして、下記のとおり報告致します。

なお、平成27年度につきましても保護区Ⅲの保護区設定の時期(2月1日から3月31日)に福島県以南海域での操業ができない状況が継続している場合には、引き続き保護区Ⅲにおける操業の取扱いについて継続を要望します。

記

年 月	操 業 実 績
平成27年2月	操業実績なし
平成27年3月	操業実績なし

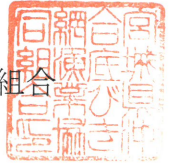
※ 操業実績がある場合は、操業実績船の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)」第28条に基づく漁獲成績報告書(写)を添付すること



平成28年10月14日

水産庁仙台漁業調整事務所長 殿

宮城県沖合底びき網漁業協同組合



太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果及び保護区Ⅲにおける今後の操業の取扱いについて(報告)

平成27年度の太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果につきまして、下記のとおり報告致します。

なお、平成28年度につきましても保護区Ⅲの保護区設定の時期(2月1日から3月31日)に福島県以南海域での操業ができない状況が継続している場合には、引き続き保護区Ⅲにおける操業の取扱いについて継続を要望します。

記

年 月	操 業 実 績
平成28年2月	操業実績なし
平成28年3月	操業実績なし

※操業実績がある場合は、操業実績船の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)」第28条に基づく漁獲成績報告書(写)を添付すること



平成29年10月5日

水産庁仙台漁業調整事務所長 殿

宮城県沖合底びき網漁業協同組合



太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果
及び保護区Ⅲにおける今後の操業の取扱いについて（報告）

平成28年度の太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果につきまして、下記のとおり報告致します。

なお、平成29年度につきましても保護区Ⅲの保護区設定の時期（2月1日から3月31日）に福島県以南海域での操業ができない状況が継続している場合には、引き続き保護区Ⅲにおける操業の取扱いについて継続を要望します。

記

年 月	操 業 実 績
平成29年2月	操業実績なし
平成29年3月	操業実績なし

※操業実績がある場合は、操業実績船の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)」第28条に基づく漁獲成績報告書(写)を添付すること

